

乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用

改正対象

鋼船規則 B 編, C 編
鋼船規則検査要領 B 編, CS 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-9 規則では、船舶に対し船側はしご (accommodation ladder) やギャングウェイ (gangway) 等の乗降設備を備えることを要求している。また、乗降設備及び船側はしご用のウインチに関する詳細な要件が、乗降設備の構造及び検査等に関するガイドライン MSC.1/Circ.1331 に規定されている。本会はこれらの要件を既に本会規則に取り入れている。

2022 年 11 月に開催された IMO 第 106 回海上安全委員会 (MSC106) にて、乗降設備からの落下防止策として MSC.1/Circ.1331 で要求されている安全ネットについて、その設置作業は船員にとって安全リスクがあることが指摘された。また、十分な高さの手すりとサイドネットを用いることで乗降設備からの落下リスクを防止できるとの考えが示され、MSC.1/Circ.1331 の改正が提案された。

その後の議論により、十分な高さの手すり及びサイドネットの組み合わせによる落下防止策、関連の ISO 規格の適用に関する要件の更新及び追加の検査項目等を定めた MSC.1/Circ.1331 の改正が行われ、2025 年 6 月に開催された IMO 第 110 回海上安全委員会 (MSC110) にて MSC.1/Circ.1331/Rev.1 として承認された。

今般、MSC.1/Circ.1331/Rev.1 に基づき関連規定を改める。

改正内容

改正内容は次の通り。

- (1) 乗降設備に関する規定について、サイドネット及び手すりによる落下防止策に関する規定を加える
- (2) 乗降設備及び船側はしご用ウインチの新しい ISO 規格の適用に関する要件を加える
- (3) 乗降設備及び船側はしご用ウインチの現状検査について、サイドネット等に関する検査項目を加える

施行及び適用

次のいずれかに該当する乗降設備及び船側はしご用ワインチ（以下、「設備」という。）に適用

- (a) 2026年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される設備、又は建造契約がない場合は2026年7月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される設備
- (b) 前(a)に規定する以外の船舶に搭載される設備にあっては、契約上の納入日が2026年7月1日以降の設備、又は契約上の納入日が無い場合は実際の船舶への納入が2026年7月1日以降に行われる設備

ID: DX25-11

「乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査	鋼船規則 B 編 船級検査	
2 章 登録検査 2.3 登録事項の変更 2.3.1 改造検査	2 章 登録検査 2.3 登録事項の変更 2.3.1 改造検査	
表 B2.7 検査 - 船体及び艤装		表は改正後のもの MSC.1/Circ.1331(Rev.1) 2.4 ~ 2.6, 3.6

検査対象	満足すべき事項	
	(省略)	
20 乗降設備	(1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に限る。 (2) 規則 C 編 1 編 14.14 の要件に従っている。 (3) 船側はしごについて、最大作動荷重による静的荷重試験を実施する。 (4) ウインチは、ISO 7364:1983, ISO 7364:2016 又は本会が適当と認める基準に従って、最低 2 回の船側はしごの巻上げ及び巻下げ作動試験を実施する。 (5) 作動試験後、ウインチ及び船側はしごの状態が適切である。	(省略)

「乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>14 章 艤装</p> <p>14.14 乗降設備</p> <p>14.14.1 一般</p> <p>14.14.1.1 (-1.は省略)</p> <p>-2. 本 14.14.1 の適用上, 乗降設備については次による。ただし, 乾舷が小さい船舶であって, 乗降設備として船体に固定されるランプウェイ等を備える場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(1) 船側はしご, ギヤングウェイ及び船側はしご用のウインチは, 次の基準若しくは規格に基づき製造されたものとすること。</p> <p>(a) 船側はしご及びギヤングウェイ</p> <p>i) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日より前に搭載されるものにあっては, ISO 5488:1979「船側はしご」, ISO 7061:1993「アルミニウム製ギヤングウェイ」</p> <p>ii) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあっては, ISO 5488:2015, ISO 7061:2015 又は ISO 7061:2024</p>	<p>鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通要件</p> <p>14 章 艤装</p> <p>14.14 乗降設備</p> <p>14.14.1 一般</p> <p>14.14.1.1 (-1.は省略)</p> <p>-2. 本 14.14.1 の適用上, 乗降設備については次による。ただし, 乾舷が小さい船舶であって, 乗降設備として船体に固定されるランプウェイ等を備える場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(1) 船側はしご及びギヤングウェイは, ISO 5488:1979「船側はしご」, ISO 7061:1993「アルミニウム製ギヤングウェイ」又は本会が適当と認める基準若しくは規格に基づき製造されたものとすること。また, 船側はしご用のウインチについては, ISO 7364:1983「船側はしご用ウインチ」若しくは本会が適当と認める基準若しくは規格に基づき製造されたもの, 又はこれに準じたものとすること。</p>	<p>MSC.1/Circ.1331/Rev.1 2.1 ~ 2.6</p>

「乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>iii) 2010 年 1 月 1 日より前に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあつ ては, ISO 5488:1979 又は ISO 5488:2015, ISO 7061:1993, ISO 7061:2015 又は ISO 7061:2024 のうち合理的かつ適合可能な規格</p> <p>iv) 本会が適当と認める基準若しくは規格</p> <p>(b) 船側はしご用のワインチ</p> <p>i) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日より前に搭載されるものに あつては, ISO 7364:1983 「船側はしご用ワイ ンチ」</p> <p>ii) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあつ ては, ISO 7364:2016</p> <p>iii) 2010 年 1 月 1 日より前に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあつ ては, ISO 7364:1983 又は ISO 7364:2016 のう ち合理的かつ適合可能な規格</p> <p>iv) 本会が適当と認める基準若しくは規格</p> <p>(2)から(10)は省略</p> <p>(11) 乗降設備の配置が, 当該乗降設備から又は船舶と岸壁 の間に人が転落し得る危険性を伴うものである場合, 転落事故防止のために安全ネットを備え, これを取付 けることができるよう措置すること。<u>ただし, (a)及び</u> <u>(b)の措置を施した場合には, 安全ネットに代えるこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>(a) 上下のプラットホームを含む乗降設備の基部と 手すりの間を塞ぐ, <u>図 14.14.1.1-1.</u>に示すようなサ イドネットを設ける。</p> <p>(b) 基部から上端までの高さが <u>1,000 mm</u> 以上の強固 な手すりを設ける。</p>	<p>(2)から(10)は省略</p> <p>(11) 乗降設備の配置が, 当該乗降設備から又は船舶と岸壁 の間に人が転落し得る危険性を伴うものである場合, 転落事故防止のために安全ネットを備え, これを 取付けることができるよう措置すること。</p>	<p>MSC.1/Circ.1331/Rev.1 3.8.1 ~ 3.8.4</p>

「乗降設備におけるISO規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>図 14.14.1.1-1. 乗降設備の基部と手すりの間のサイドネットの例</p> <p>図は新規 MSC.1/Circ.1331/Rev.1 Figure 1</p>		

「乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.4 検査の準備その他 B1.4.2 検査準備 (-1.から-12.は省略) -13. 国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶にあっては、乗降設備について、規則B編1.4.2-1.に規定される点検記録の確認において、 <i>MSC.1/Circ.1331/Rev.1 “Guidelines for construction, installation, maintenance and inspection/survey of means of embarkation and disembarkation”</i> の第4項に従って整備されていることを確認する。 (-14.及び-15.は省略)	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.4 検査の準備その他 B1.4.2 検査準備 (-1.から-12.は省略) -13. 国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶にあっては、乗降設備について、規則B編1.4.2-1.に規定される点検記録の確認において、 <i>MSC.1/Circ.1331 “Guidelines for construction, installation, maintenance and inspection/survey of means of embarkation and disembarkation”</i> の第4項に従って整備されていることを確認する。 (-14.及び-15.は省略)	MSC.1/Circ.1331(Rev.1)
B3 年次検査 B3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査 B3.2.2 現状検査 (-1.から-3.は省略) -4. 規則B編表B3.2第21項の適用上、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶に設置される乗降設備については、次の(1)から(5)の項目の現状検査を行う。 (1) 船側はしごにあっては、次の(a)から(f)の項目を詳細	B3 年次検査 B3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査 B3.2.2 現状検査 (-1.から-3.は省略) -4. 規則B編表B3.2第21項の適用上、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶に設置される乗降設備については、次の(1)から(5)の項目の現状検査を行う。 (1) 船側はしごにあっては、次の(a)から(f)の項目を詳細	MSC.1/Circ.1331/Rev.1 5.1.1.1, 5.1.2.1, 5.2.1

「乗降設備におけるISO規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>に検査し、現状良好であることを確認する。</p> <p>(a) ステップ (b) プラットホーム (c) 軸及びローラー等の全ての支持点 (d) ラグ及びブラケット等の全ての吊上げ金物 (e) 支柱, <u>安全ピン</u>, 強固な手すり, 手綱及び回転台 (<u>ピンを含む</u>), <u>サイドネット及びネットの固定点</u> (f) ダビット, ワイヤ及び滑車</p> <p>(2) ギヤングウェイにあっては、次の(a)から(d)の項目を詳細に検査し、現状良好であることを確認する。</p> <p>(a) 踏み板 (b) 側縦桁, 横材及び甲板 (c) 車輪及びローラー等の全ての支持点 (d) 支柱, <u>安全ピン</u>, 強固な手すり, <u>手綱</u>, <u>サイドネット及びネットの固定点</u></p> <p>(3) ウィンチにあっては、次の(a)から(c)の項目が現状良好であることを確認する。</p> <p>(a) ブレーキ装置(ブレーキパッド及びバンドブレーキの状態を含む) (b) 遠隔制御システム (c) 電源装置(モーターを使用する場合)</p> <p>(4) 船側はしご及びギヤングウェイ関連の甲板上の全ての付属品及びダビットが現状良好であることを確認する。</p> <p>(5) ゲートウェイ及びブルワークラダーの把手並びに支柱等、甲板への通行設備の付属品及び構造物が現状良好であることを確認する。</p> <p>(-5.から-7.は省略)</p>	<p>に検査し、現状良好であることを確認する。</p> <p>(a) ステップ (b) プラットホーム (c) 軸及びローラー等の全ての支持点 (d) ラグ及びブラケット等の全ての吊上げ金物 (e) 支柱, <u>安全ピン</u>, 強固な手すり, 手綱及び回転台 (<u>ピンを含む</u>) (f) ダビット, ワイヤ及び滑車</p> <p>(2) ギヤングウェイにあっては、次の(a)から(d)の項目を詳細に検査し、現状良好であることを確認する。</p> <p>(a) 踏み板 (b) 側縦桁, 横材及び甲板 (c) 車輪及びローラー等の全ての支持点 (d) 支柱, 強固な手すり<u>及び</u>手綱</p> <p>(3) ウィンチにあっては、次の(a)から(c)の項目が現状良好であることを確認する。</p> <p>(a) ブレーキ装置(ブレーキパッド及びバンドブレーキの状態を含む) (b) 遠隔制御システム (c) 電源装置(モーターを使用する場合)</p> <p>(4) 船側はしご及びギヤングウェイ関連の甲板上の全ての付属品及びダビットが現状良好であることを確認する。</p> <p>(5) ゲートウェイ及びブルワークラダーの把手並びに支柱等、甲板への通行設備の付属品及び構造物が現状良好であることを確認する。</p> <p>(-5.から-7.は省略)</p>	

「乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>CS21 ブルワーク, ガードレール, 放水設備, 舷側諸口, 丸窓, 通風口及び歩路</p> <p>CS21.9 乗降設備</p> <p>CS21.9.1一般 (-1.は省略)</p> <p>-2. 規則 CS 編 21.9.1 の適用上, 乗降設備については以下によること。ただし, 乾舷が小さい船舶であって, 乗降設備として船体に固定されるランプウェイ等を備える場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(1) 船側はしご, ギヤングウェイ及び船側はしご用のワインチは, 次の基準若しくは規格に基づき製造されたものとすること。</p> <p>(a) 船側はしご及びギヤングウェイ</p> <p>i) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日より前に搭載されるものにあっては, ISO 5488:1979「船側はしご」, ISO 7061:1993「アルミニウム製ギヤングウェイ」又は本会が適当と認める基準もしくは規格に基づき製造されたものとすること。また, 船側はしご用のワインチについては, ISO 7364:1983「船側はしご用ワインチ」もしくは本会が適当と認める基準もしくは規格に基づき製造されたもの, 又はこれに準じたものとすること。</p> <p>ii) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあっては, ISO 5488:2015, ISO 7061:2015 又は 7061:2024</p> <p>ii) 2010 年 1 月 1 日より前に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあっては, ISO 5488:2015, ISO 7061:2015 又は 7061:2024</p>	<p>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>CS21 ブルワーク, ガードレール, 放水設備, 舷側諸口, 丸窓, 通風口及び歩路</p> <p>CS21.9 乗降設備</p> <p>CS21.9.1一般 (-1.は省略)</p> <p>-2. 規則 CS 編 21.9.1 の適用上, 乗降設備については以下によること。ただし, 乾舷が小さい船舶であって, 乗降設備として船体に固定されるランプウェイ等を備える場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(1) 船側はしご及びギヤングウェイは, ISO 5488:1979「船側はしご」, ISO 7061:1993「アルミニウム製ギヤングウェイ」又は本会が適当と認める基準もしくは規格に基づき製造されたものとすること。また, 船側はしご用のワインチについては, ISO 7364:1983「船側はしご用ワインチ」もしくは本会が適当と認める基準もしくは規格に基づき製造されたもの, 又はこれに準じたものとすること。</p>	<p>MSC.1/Circ.1331/Rev.1 2.1 ~ 2.6</p>

「乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ては, ISO 5488:1979 又は ISO 5488:2015, ISO 7061:1993, ISO 7061:2015 又は ISO 7061:2024 のうち合理的かつ適合可能な規格</p> <p>iv) 本会が適当と認める基準若しくは規格</p> <p>(b) 船側はしご用のワインチ</p> <p>i) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日より前に搭載されるものにあっては, ISO 7364:1983 「船側はしご用ワインチ」</p> <p>ii) 2010 年 1 月 1 日以降に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあっては, ISO 7364:2016</p> <p>iii) 2010 年 1 月 1 日より前に建造された船舶へ 2026 年 7 月 1 日以降搭載されるものにあっては, ISO 7364:1983 又は ISO 7364:2016 のうち合理的かつ適合可能な規格</p> <p>iv) 本会が適当と認める基準若しくは規格</p> <p>((2)から(10)は省略)</p> <p>(11) 乗降設備の配置が, 当該乗降設備から又は船舶と岸壁の間に人が転落し得る危険性を伴うものである場合, 転落事故防止の為に安全ネットを備え, これを取り付けることができるよう措置すること。<u>ただし, (a)及び(b)の措置を施した場合には, 安全ネットに変えることができる。</u></p> <p>(a) 上下のプラットホームを含む乗降設備の基部と手すりの間を塞ぐサイドネットを設ける。</p> <p>(b) 基部から上端までの高さが 1,000 mm 以上の強固な手すりを設ける。</p>	<p>(2)から(10)は省略)</p> <p>(11) 乗降設備の配置が, 当該乗降設備から又は船舶と岸壁の間に人が転落し得る危険性を伴うものである場合, 転落事故防止の為に安全ネットを備え, これを取り付けることができるよう措置すること。</p>	<p>MSC.1/Circ.1331/Rev.1 3.8.1 ~ 3.8.4</p>

「乗降設備における ISO 規格の変更及びサイドネットの使用」新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
<p>1. この改正は、2026年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2. 次のいずれかに該当する以外の乗降設備及び船側はしご用ワインチ（以下、「設備」という。）にあっては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される設備</p> <p>(2) 建造契約が存在しない場合には、施行日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶に搭載される設備</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に掲げる船舶以外に搭載される設備であって、契約上施行日以降に船舶への設備の納入が行われる設備</p> <p>(4) 前(1)及び(2)に掲げる船舶以外に搭載される設備であって、契約上の納入日が存在しない場合には、実際の納入が施行日以降に行われる設備</p>		